

者案を一、七千円に、また附則第二項の八百三十円を
千六百六十円に、それそれ修正可決すべきものと決定した
次第でございます。

なにとぞ当委員会の決定とおり可決くださいます
ようお願いをいたしまして、補足説明といたします。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終ります。

○六番(中曽根実君) この降動議を提出いたします。
たゞいま議題となっており、議案第四百四十四号につては
討論を省略し、委員会報告とあり修正可決されんことを
望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) おわかりいたします。たゞいま中曽根実君
から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委

員会審査報告とあり修正可決されたい旨の動議が提出
されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。よって議案第
百四十四号福生市消防団条例の一部を改正する条例は委
員会審査報告のとおり修正可決されました。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第六議案第四百四十六号福生市水道事
業の設置等に関する条例等を廃止する条例を議題といたし
ます。

本案については厚生委員会に審査を付託してあります
ので、委員長から報告をお願いします。

(厚生委員長小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 審査報告をいたします。
(議案審査報告書朗読) 別添参照
引き続きまして本案に対する補足説明を申し上げます。

本条例は来年二月から東京都の水道一元化に伴い、
当市における水道関係条例をなわち水道事業の設置
条例及び給水条例あるいは水道課に勤める職員を市の
一般行政事務職員に含めるための公営企業職員の給与
の種類及び基準に関する条例の三条例をそれぞれ廃止
し、附則においても一元化の二月月における検針集金事務
の経過措置を定めようとするもので、都の料金と市の料
金については一般家庭の一ミリで一七〇立方メートル、
二〇ミリでは一・二立方メートル以上使用すると現行料金より
都の料金体系のほうが高くなる。また福生市においては
基本料金が一ミリの場合三百三十円となっているが、一元化
後は基本料金がなくなり、都においては措置料金として
一ミリで百円ということになる。そのほか基地給水に関
連して市役所内の体制も、十一月二十七日付で基地給水対策
室ができて、五名が専務でこれに当たっている。
これらの質疑に対する説明がなされ本条例案は原案

のとおり全員異議なく可決すべきものと決定し、次第でござ
います。

なにとぞ当委員会の決定どおりご可決くださいますよう
お願いいたしまして補足説明いたします。

○議長(塩野鉄之助君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。
これより本委員長の報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

○議長(塩野鉄之助君)

以上で質疑を終わります。

○六番(中曽根実君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四百四十六号については
討論を省略し、委員会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成と呼ぶ者あり」)

○議長(塩野鉄之助君)

おほかりいたします。

ただいま中曽根実君
から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員
会審査報告どおり可決されたいとの動議が提出されました
が、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 異議なしと認めます。 よって議案第百四十六号 福生市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例は委員会審査報告により可決されました。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第七議案第百四十七号 東京都水道事業の事務力の委託に関する規約についてを議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

(厚生委員長 小林菊三君 登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

引き続き本案に対する補足説明を申し上げます。

二月より一元化されるに伴って、東京都と福生市におき



まして水道事業の事務力管理及び執行に関する規約を双方で定めようとするもので、この規約の有効期間は一元化の昭和五十年三月三十一日までとなっているが、翌年度からは双方に異議がなければ毎年一年間継続するといふものであります。各委員からの質疑に対して、小規模な建設改良工事については現在のところ行政界を超え事業については東京都が施行するということであるが、市内の工事については小規模工事となるものと思われるが、現在のところは暫定的なものである。職員の関係については三十二人は現行の市の職員として行なう。今後の増員についてはその都度協議していくことになる。また人件費においては都において措置することになるか、給与や諸手当は一般行政事務の職員と同じように市の各例を適用することを原則としている。委託範囲も本管工事等を行なう場合、契約事務費や経費の点は市にまかされている範囲でできるか、起債関係や厚価償却等の経理、財産管理は東京都

が行なうことになつてゐる。この点は協議して行くことになる。そのほか基地給水問題につき若干の質疑が交わされた。ち、本案については全員異議なく、原案のとおり決定した次第でございます。

なにとぞ当委員会決定あり可決くださいますようお願い申しあげまして補足説明といたします。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で委員長、審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終ります。

○六番(中曽根実君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四百四十七号については討論を省略し、委員長報告のとおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) おほかりいたします。ただいま中曽根実

君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員長審査報告のとおり可決されたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決することには異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 異議なしと認めます。よつて議案第

百四十七号、東京都水道事業の事、政力の委託に関する規約については委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(塩野鉄之助君) これより十一時まで休憩いたします。

十前 十時 五十八分 休憩

十前 十一時 十分 開議

○議長(塩野鉄之助君) 休憩前に引き続き、今議を開きます。

日程第八議案、第百四十九号、昭和四十九年度福生市受託水道事業会計予算を議題といたします。本案については厚生委員会に審査を付託してあります。

ので委員長から報告を願います。

(厚生委員長 長 小林菊三君 登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

引き続きまして本会に対しては、補足説明を申し上げます。
本会の審査にあたっては、担当課長の説明を求めました。本予算は一元化に関連して従来の企業会計から、当市の特別会計として新たに設置された予算でありまして、一元化後の二月、三月の二ヵ月分を本予算でまかなおうとするもので、その収入総額七千六百四十万円はすべて東京都から受託事業収入として入り、支出におきましては、職員三十二名分の人件費をはじめ水涼や浄水場における動力費等の水道管理費で二千三百四十円、第四期拡張計画で、実施中の第三浄水場の拡張工事費、量水器購入代における建設改良費で五千三百二十万円という内容でありまして、集金や検計を行なっている人数は、検針

員七名、集金員四名で行なっているが、検針、集金を一緒に行なっているものが一人いるので、実質的には十人に委託している。

このような説明がなされた後採決いたしましたところ、全員一致原案のとおり可決すべきものと決定し、次第であります。なにとぞ当委員会の決定とあり、可決くださいますようお願いをいたしまして補足説明といたします。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

○十六番(高波忠君) ただいま委員長報告には異議ございませんが、一元化後の水道関係の指定業者でございしますが、その取り扱いにつきまして、現在は福生市の水道指定業者がございしますが、一元化後のようなになりますか、もし審査議されたものでしたら報告願いたいと思います。

○厚生委員長(小林菊三君) ただいま質問に対して自席から回答を申し上げます。

現在福生市の指定工事店は八件ございまして、そのまゝ
東京都の指定工事店となるようございまして、

○十六番(高波忠君) 福生市の指定業者はそのまま引き継ぐと
いうことはわかりました。今度、広く東京都全般の指定
業者が福生市にきて、工事をするに、かたがた、その
点もお願ひいたします。

○厚生委員(長) 小林菊三君) できませぬ。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。

○六番(中曽根実君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第四百四十九号につ
いては、討論を省略し、委員会審査報告のとおり可決と
し、を望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) おけかりいたします。ただいま中曽根実君

から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員

会審査報告のとおり可決としたい。この動議が提出された
か、本動議のとおり決することにより、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 異議なしと認めます。よつて議案第百

四十九号昭和四十九年度福生市受託水道事業会計予
算は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第九議案、第百五十号昭和四十八年度

福生市一般会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、昭和四十八年度福生市一般会計決算審
査特別委員会に審査を付託してありますので、委員長から

報告をいたします。

特別委員会委員長(石田博君) 審査報告いたします。

○特別委員長(石田博君) 審査報告いたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

続いて議案百五十号について委員会審査の概要を説

明をせていただきます。

本決算審査特別委員会は、今回がはじめこのケースでありますので、審議に先立ち委員会の進め方について委員の意見を聞きまして、理事者側の内容説明は省略の順序はまず歳入を終わらせ、歳出については各款ごとに審査するよう発言があり、おぼかりましたところ全員異議がありませんでしたので、歳入から議事に入りました。

市税の未収入額、個人、法人の市民税の収収及び個人市民税の納期、軽自動車税の不能欠損額、たばこ消費増収対策等、また市債の限度額、基地交付金のほか使甲料、国庫及び都委託金等の各科目について活発な質疑応答が交わられました。

続いて歳出に入り、議会費の食糧費、交際費、総務費の管理費の不甲額、歳出全般にわたる予備費の充甲、徴税費の報奨金、狭山火葬場組合の負担金、市長の交

福生市議会



際費等また民生費については保育所の問題、児童福祉費の負担金、生活保護費の扶助費等、衛生費は水質検査委託料、商工費は融資制度について、土木費は防犯灯の工事費、流域下水道の負担金、道路占用料、その他消防費等について各款にわたりそれぞれ質疑応答があったり、討論に入り、採決の結果、賛成十五、反対一で本決算は原案を認定することに委員会は決定した次第であります。

簡単であります。が審議の経過を申し上げ、委員会の決定とおり認定されることをお願い申し上げ、補足説明を終わります。

議長（塩野鉄之助君）以上で委員長長の審査一報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（塩野鉄之助君）以上で質疑を終ります。本案に対して討論の通告がありますので、これより討論

議百五十 反対討論 (松山) 賛成討論 (末次) 議百五十一 議百五十二 議百五十三 議百五十四 議百五十五 議百五十六

を行ないます。

討論については会議規則第五十一条の規定に従って最初
に反対者から発言願います。 十番 松山清君

（十番 松山清君 登壇）

○十番（松山清君） 議案百五十号昭和四十八年度福生市一般
会計決算認定について、私は認定することに反対をいた
すものであります。

次に、主な理由を述べさせていただきます。

初めに福生市の行政を進める上での基本的な考え方から、
市長におかれましては横田基地は撤去できなという前提に
立って進めていることとあります。市民の大半が「横田基地の
ない住みよい福生市を」と願っていることに対して全くかえりみ
ない行政のあり方については厳しく批判されなければなりません。
四十八年度一般会計決算を見ましても明らかなのは、政
府自民党の地方財政圧迫に対して、市当局は何ら立ち
向うことなく、これに追隨している点であります。地方交付税

福生市議会

制度の不合理なあり方の積極的な改正についての取り組み方
のなき、また超過負担においても四十七年度三千二百万から
四十八年度は倍以上の七千七百九十七万円と大幅に増加して
いるにもかかわらず、この解消のために独自の取り組みをやっ
ていないのは明らかであります。基地交付金も対象資産に対
して標準課税の税率で課税するならば四億二千万円の収
入となるが、実際はその四〇％の一億七千万円しか交付され
ていないという点は手やめて不合理なものであります。横田基地が
福生市の町づくりにおいてもまた住民への多くの公害をもた
らしている点から見ましても、このようなことは許されてはなりません。
市長自ら基地反対を明らかにすべきであります。また四十
八年度当初予算においては道路占甲料百十一万円を計
上しながら、これの徴収条例を議会の審議途中で取り下げ
てしまふという許し合い措置を行ない、当然入るべき百十一万
円という多額の金を事実上、東京電力や武陽ガスなどに
まけやるといふ措置を行ないました。その後、この二つの

会社はそれぞれ大幅な料金の値上げをやり、市民の家計を
圧迫してきていることは、ご承知のことだと思います。

さらに、西友ストアが営業しているビルの所有者である
多摩興業株式会社は排水管工事のためには、会社の買
担金一千三百万円に於いて一般財源一千四百十三万円もの
持ち出し工事をやり、大サービスをやっています。いま福生市
の商店においては大手スーパーの進出のために大きな影響
を受けていることは明らかであります。これらのことを見ましても
明らかのように、市当局の姿勢は大企業奉仕の姿勢であ
るが、ばりりと現われております。また市長の交際
費に百十八万円もの多額を使甲しながら、その内容につ
いては公表できないという住民無視の姿勢や、食糧
費総額六百万円という莫大な支出などは許されません。
これらのものの多くは節約できるものであります。また、相
変わらず交通安全協会や防犯協会などの敬愛業務への
協力のために不当な市財政の支出もなされております。

住民の間でいろいろな問題がある加美平地区土地区画
整理事業に二千万円にもなる繰出金を行なっている一方、
保育所の保育内容等の改善、たとえば多くの住民の要望
がある特例保育の実施については、いま市長の議会での
答弁のように実施がされております。

四十八年度において行政を進めている中では住民の要望
に押されて、それを反映した幾つかの施策も実施されてきた
わけがありますが、しかし、それは福生市の行政全体の性格を
変えるものではありません。

以上のようなことをもちまして、私としては四十八年度福生市一
般会計決算の認定をすることに反対いたします。また、
中間ではあります。反対討論といたします。

○議長(塩野鉄之助君) 次に賛成者十五番末次性男君。

○十五番末次性男君(登壇) 賛成討論を行ないます。

私は昭和四十八年度福生市一般会計決算認定に対し

議百五十
賛成討論
(お山)
(お山)
(お山)
(お山)
議百四十四
議百四十五
議百四十六
議百四十七
議百四十八
議百四十九

て賛成をするものであります。

まず歳入について一部の繰越明許費を除くは、当年度予算に対する歳入は十分確保されております。また松山議員の指摘しておりますこの超過負担金については、これは全国自治体の共通の問題であります。理事者並びに職員が、これが削減あるいは解消に十分なる努力をいたしておることは大方の議員各位の認めるところであります。

歳出につきましては、歳入と同様の繰越明許費はあつてもおおむね適正順調に執行されていくと認めるものであります。以下、反対討論の中で指摘されました中で、若干言及いたしましたと思います。

まず食糧費については必要以上の浪費をしたものでなくまた交際費においても現下の諸物価の状況、その他周囲の状況を考えるとき、決して過大なものとは思われず、むしろ低きに過するものではないかと思われぬのであります。また内容の公開要求は、これを拒否されたとありますが、これは地

福生市議会



方自治法第百九十九条及び行政実例を見ればあきらかに明らかたところであります。交通安全協会や、防犯協

会の負担金が警察行政に対する協力だから悪いという

指摘であります。毎日起っている交通災害及び犯罪を防

止することは、市民の切なる願いであることは論を待たない

ことであるし、これが自主的な市民運動となつて組織され

た団体に対する協力は至極当然であると言われざるを得ませ

ん。(拍手) また各自自治体においても実施しているところであ

ります。自衛隊募金の事務費においても法に基づいて執

行されておるところでありますので論を要するところではありませ

ん。この際一言だけ追々加えさせていただきます。鑑

上に羽織を着せたようなまやかしの平和論には絶対賛成で

きないであります。(拍手)

以上のような行政を擁するに当年度の歳出の執行に

より行政効果は十分にあらたものと認めるものであります。

以上のような理由により、本決算は認定すべきものである

議百五十七
議百五十八
議百五十九
議百六十
議百六十一
議百六十二
議百六十三
議百六十四
議百六十五
議百六十六
議百六十七
議百六十八
議百六十九
議百七十